

牧野校区コミュニティ協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、牧野校区コミュニティ協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の、主たる事務所を枚方市立牧野小学校アスティ牧野（以下、「アスティ」という）内に置く。

2 協議会の連絡事務所を事務局長自宅に置く。

(目的)

第3条 協議会は、牧野小学校区における魅力ある地域づくりをそうぞう構築すると共に、住民間の「絆」の意識を醸成し、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 牧野小学校区における自治会組織の充実を図る事業
- (2) 牧野小学校区における安心安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための事業
- (3) 牧野小学校区における、地域福祉の増進を図るための事業
- (4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は次の2種とし、役員は、代表会員から選出するものとする。

- (1) 一般会員 協議会の目的に賛同して入会した自治会組織の会員
- (2) 代表会員 代表会員については「代表会員定数および総会定数細則」に定める通りとする。
- (3) 理事 理事については、「代表会員定数および総会定数細則」に定める通りとする。

(入会)

第6条 入会については、自治会単位とし、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする自治会は、協議会が別に定める入会申込書により、当協議会会長（以下、「会長」という）に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の自治会の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって自治会にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において4分の3以上の賛成により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この会則に違反したとき。

(2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別、定数および職務)

第11条 当協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 会長は、本協議会を代表し、その業務を統括する。

(2) 副会長 3名 副会長は、会長を補佐し、本協議会の業務を処理する。会長に事故あるときは、筆頭副会長がその業務を行う。

(3) 事務局長 1名 事務局長は、総会並びに役員会の議事の記録、書類の保管及びその他の庶務を行う。事務局長は若干名の事務局員を置くことができる。

尚、事務局員は事務局長が会議等に補助員として必要と認めた会議体に臨席することを命じることができる。但し、事務局員は審議に関する意見・発議、賛成権は有しない。

(4) 会計 1名 会計は、協議会運営に係る、一切の会計事務を掌る。

(5) 監査役 2名 監査役は会計事務が適正に処理されているかどうか、年1回以上監査する。

(6) 部会長 各1名 第4章第20条に定める部会を代表し、その会務を統括する。

(選任等)

第12条 選挙等により選出された会長は、前条(2)(3)(4)に定める会長以外の三役を指名する。

2 監査役は代表会員の中から別途定める方法によりこれを選出する。

3 選出された役員は、総会において承認を受けて活動する。

4 役員の選出については、別途定める「協議会役員選出細則」によるものとする。

(任期)

第13条 役員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 15 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、自治会長・四役会（第 16 条 3 項）の議決により、これを解任することができる。ただし、総会（第 16 条 1 項）にて承認を得るものとする。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 4 章 会議

(種別)

第 16 条 協議会に、次の会議をおく。

(1) 総会

総会の種類は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

総会は、代表会員および理事をもって構成し、本協議会の運営に関する以下の事項を議決する。監査役は議決権を有しないが、会則第 11 条に基づき必要な発言をすることができる。

- (ア) 会則の改廃
- (イ) 年度予算および決算
- (ウ) 活動計画および活動報告
- (エ) その他重要な事項

定期総会は、毎事業年度 1 回開催する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または総会定数の 3 分の 1 以上から招集の請求があったときに開催する。議長は第 3 章第 11 条(1)から(4)の役員（以下、「四役」という）を除き、会長が指名する。

天災その他やむを得ない理由として役員会で決定した場合は、書面による開催ができるものとする。

(2) 役員会

役員会は、代表会員定数および総会定数細則第 2 章第 2 条の代表会員、第 3 章第 3 条の理事(4)～(6)をもって構成し、本事業についての実施内容・運営全般について企画・立案する。原則として月 1 回開催する。

天災その他やむを得ない理由として会長が決定した場合は、書面による開催ができるものとする。尚、審議事項は、スムーズな会議運営を行うため、事務局が提案する事項と代表会員が事前に提案された事項を以て行う事を基本とし、審議開始前に代表会員により審議事項として相応しい事を確認するものとする。尚、審議事項は下記 (3) (4) に付いても同様に行なわれるものとする。

(3) 連合自治会長・自治会長・四役会

連合自治会長・自治会長・四役会（いわゆる「自治会長懇談会」）は、総会定数細則第 2 章第 2 条の代表会員(1)～(14)、(16) および第 3 章第 3 条の理事(1)(2)(3)をもって構成し、本事業についての実施内容・運営全般について協議する。原則として 2 ヶ月に 1 回開催する。

(4) 理事会

理事会は、総会定数細則第 2 章第 2 条の代表会員、第 3 章第 3 条の理事をもって構成し、本事業についての実施状況等の情報交換を行う。開催は不定期とする。

2 上記(2)(3)(4)の会議の招集は、会長がこれにあたる。

3 会長が必要と認めた場合、諸団体の代表者等を出席させることができる。

(定足数および議決)

第 17 条. 会議は、会議構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 18 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議構成員数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (6) 議事録は 7 年間保存し、その間いつでも閲覧できるものとする。

2 議事録は要点筆記または録音で保存するものとする。

(顧問および相談役)

第 19 条 協議会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、会長の諮問に応じるほか、必要に応じて総会および役員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

3 相談役は、役員会が推薦し、会長が委嘱する。

(部 会)

第 20 条 協議会の事業を推進するため次の部会を置く。

- (1) 福祉部会
- (2) スポーツ部会
- (3) 青少年部会
- (4) 防災部会
- (5) 地域事業部会
- (6) 防犯部会
- (7) 交通対策部会
- (8) 広報部会

2 部会は、部会に属する地域の課題及び期初に部会が計画した事業計画に基づき活動し、その状況等を役員会に報告する。また、役員会の諮問に応じ、その結果等を答申する。

3 部会は、別途定める構成団体の代表者および役員会から推薦された者で構成する。

4 部会には、部会長、副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 21 条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 枚方市から交付される補助金
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 22 条 協議会の資産は、会計が管理し、6 ヶ月に 1 回以上、役員会で確認する。

(事業計画及び予算)

第 23 条 協議会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、役員会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 24 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 25 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、臨時または定例に実施する役員会において十分に審議し承認を以て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 26 条 協議会の事業報告書、活動計算書、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会計が作成し、会計監査を受けた後、役員会の承認を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 27 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 解散及び合併

(解散及び合併)

第 28 条 協議会が解散及び合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の賛成をもって決する。

第 7 章 雑則

(文書の保管)

第 29 条 協議会の議事録、会計書類および活動に関する文書は 7 年間保管することとし、会長の管理下に置く。

(文書の保管)

第 30 条 前条で定めた文書類の閲覧を希望する者は、別途定める文書開示請求書に必要事項を記入し、会長に提出する。会長の承認を得て四役 2 名以上の立会の上、閲覧するものとする。

(細則および補則)

第 31 条 この会則の施行について必要な細則および補則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

- (1) 協議会役員選出細則
- (2) 協議会代表会員定数および総会定数細則
- (3) 協議会会計細則

附 則

この会則は、2014 年 5 月 18 日から施行する。

2019 年 5 月 19 日 一部改訂

2021 年 5 月 23 日 一部改訂

2022 年 5 月 29 日 一部改訂

2023 年 6 月 25 日 一部改訂

2026 年 4 月 29 日 一部改訂